

2022.9.15

北野学園教職員各位

学校法人 北野学園  
理事長 小池 明

## 新型コロナウイルス感染症対策に基づく就業について【最新版】

標記の件について以下の通りお知らせします。

### 1、検査の結果、患者となった場合

※患者とは、臨床の特徴等から新型コロナウイルス感染症と疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者

※発症日を0日目とし、原則として7日間は出勤を控える

※無症状者は検体採取日の翌日から7日間経過した日（8日目解除）より出勤可

### 2、同居家族が患者となった場合

※陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は検体採取日）または、陽性者の発症等により、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として5日間は出勤を控える

### 3、罹患した者の濃厚接触者となった場合

※PCR検査の対象者は結果が出るまで自宅待機。それ以外は健康観察を行うとともに、感染対策を講じたうえで出勤可

上記の場合は、就業制限をいたします。

就業制限期間中の給与について、1の場合は無給となりますので私学共済等ご加入の健康保険組合にて「傷病手当金」([https://www.shigakukyosai.jp/kyufu/kyugyo/kyugyo\\_01.html](https://www.shigakukyosai.jp/kyufu/kyugyo/kyugyo_01.html))の請求をすると8割程度支給されます。2もしくは3に該当する場合は就業規則第94条に基づき計算した額をお支払致します。1～3いずれの場合も、年次有給休暇への振替を可能といたしますので、希望される方は申し出てください。

※上記1～3となった場合は**速やかに連絡**してください。各部署連絡先は下記の通りです。

短大 教員⇒塚田次長 職員⇒岩元総務課長・幼稚園⇒新增園長 ・法人本部⇒木内次長

※この内容に関しては、状況により都度変更していく可能性がありますので、自らの責任において必ず確認してください。

以上